

通学バス緊急対応マニュアル

鳥取県立倉吉養護学校

このマニュアルは、通学バスに関する取扱要綱第18条の規定により、次のとおり取り扱うことを定める。

①児童生徒の体調の異変等の場合



<介助職員及び介助員の動き>

- ・運転手にバスの停車を依頼
- ・児童生徒の安全確認
- ・当該児童生徒を安静にできる場所（床、座席等）に移動
 - 状態の確認（体温、出血、意識、呼吸、脈拍、外傷の有無等）
 - 児童生徒への処置（気道確保、ベルトの緩和等）
- ※介助職員等の判断で、必要に応じて救急車を要請することができる。
- ・学校に連絡、及び応援職員到着まで待機（定期的に学校へ状況の報告）
- ※状況に応じて個人用の携帯電話を使用できる。

学校連絡
→副校長
☎28-3500

※連絡内容

- ① 〜〜線
- ② 誰が
- ② どこで
- ③ 何が起きたか
- ④ 児童生徒の様子
- ⑤ 119番通報の有無

119番通報

<救急搬送>

- ・介助職員が同伴
- ・学校（副校長）への報告
 - 搬送先の病院、児童生徒の様子
- ・応援職員到着まで搬送先の病院で待機

<臨時委員会の実施>

- 校長、副校長、教頭、事務長、各学部主事
通学バス担当、養護教諭
- ・現在の状況の確認
 - ・今後の対応の検討

<各学部主事>

- ・当該通学バス利用の児童生徒の担任に報告
- ・当該児童生徒の保護者に連絡

<通学バス担当>

- ・応援体制の準備

<応援職員到着>

- ・学校（副校長）への報告
- ・通学バス→運行再開（保護者の送迎等の確認）
- ・病院→保護者に引き渡し

<担任>

- ・保護者に連絡（送迎等の確認）
- ※状況に応じてまち comi（教頭）で対応

<応援出動>

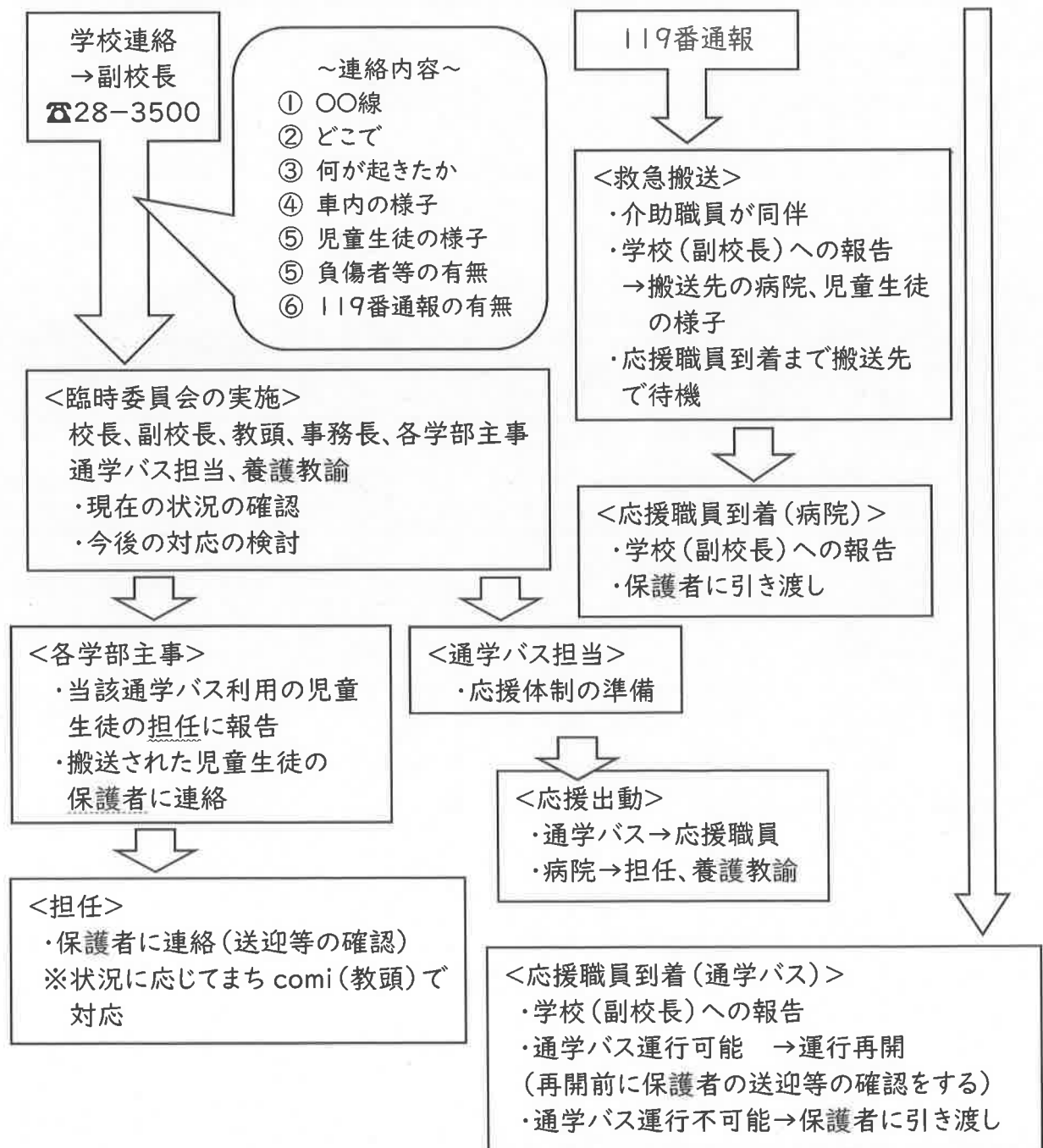
- ・通学バス→応援職員
- ・病院→担任、養護教諭

②交通事故、バスの故障等の場合

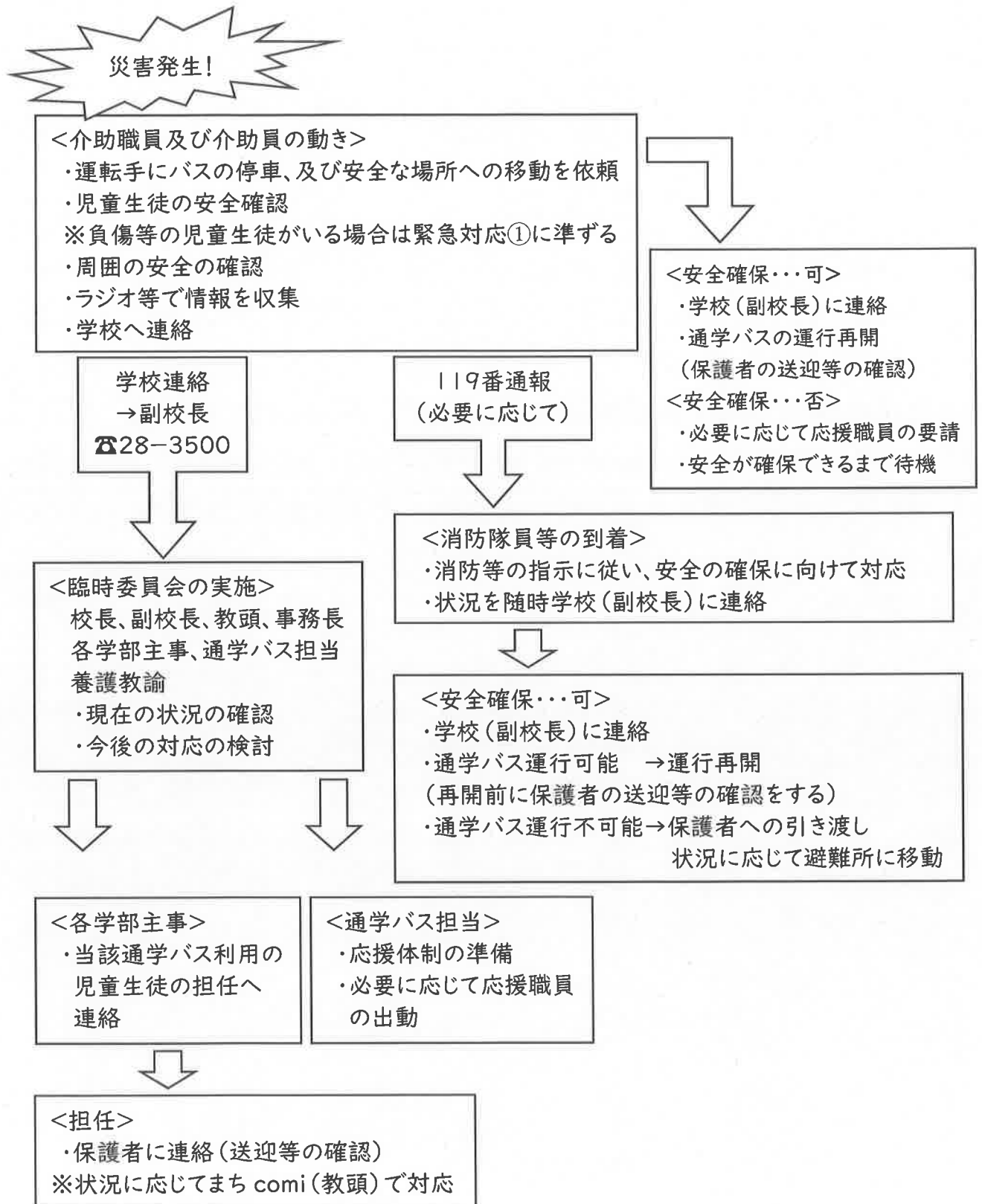
トラブル発生!

<介助職員及び介助員の動き>

- ・運転手にバスの停車（必要に応じて代わりのバスの手配）を依頼
- ・児童生徒の安全確認
- ・体調不良や負傷等の児童生徒がいる場合、安静にできる場所（床、座席等）に移動
→状態の確認（体温、出血、意識、呼吸、脈拍、外傷の有無等）
→児童生徒への処置（気道確保、ベルトの緩和等）
- ※介助職員等の判断で、必要に応じて救急車を要請することができる。
- ・学校に連絡、及び応援職員到着まで待機（定期的に学校へ状況の報告）
- ※状況に応じて個人用の携帯電話を使用できる。



③災害発生時の場合



④発作を起こした場合

- ・本校規定による「てんかん発作時の対応(介助職員用)」に沿って対応する。
- ・緊急時(発作が頻繁する、長時間止まらない等)の場合は、緊急対応①に準ずる。

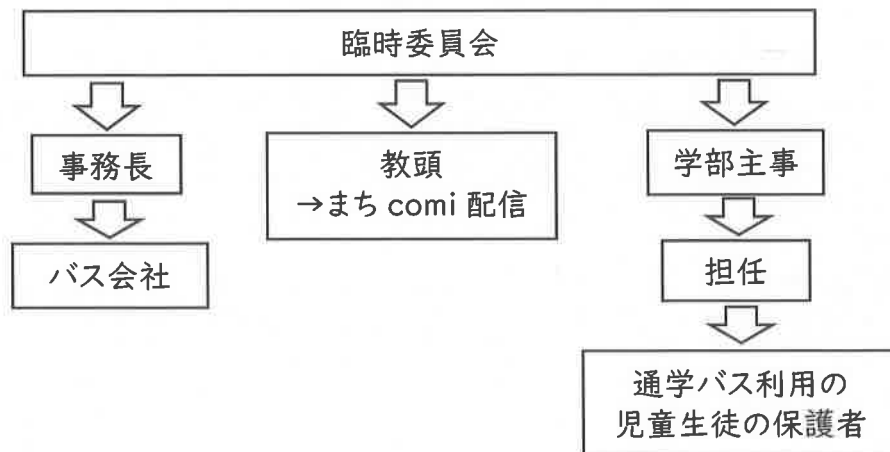
☆通学バス運行の変更等に関わる対応☆

<臨時休校について>

- ・臨時休校の際には、通学バスの運行を中止する。
- ・各バス会社には、前日の午後 5 時までに運行中止を連絡する。
- ・緊急の場合は、当日の午前 6 時 30 分までに臨時休校の有無を決定し、速やかに各バス会社に連絡する。また通学バス利用の児童生徒への連絡は、午前 7 時までに行う。
- ・バス会社、介助職員への連絡は事務長が行う

<下校時における運行の中止及び時間変更について>

- ・特別な事情（緊急の早帰り、災害発生、警報発令等）が発生した場合、下校時の通学バス運行について臨時委員会（校長・副校長・教頭・事務長・学部主事・通学バス担当）を開き、協議を行う。
- ・通学バス運行について中止、又は時間変更がある場合は、以下の通り連絡を行う。
- ・時間変更により下校方法が保護者の迎え等に変更になる場合は、必ず介助職員に伝える。



沿革

平成22年11月25日 一部改正

令和元年12月20日 一部改正